

23中地交第6号
2023年9月28日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 指宿 一郎 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊤

2023年度年末年始業務運行に関する要求書

正常な業務運行及び職場環境を確保するために以下の要求を提出します。
速やかに10月31日までに回答を行い、交渉を行うこと。

記

- 1、 2022年度年末年始繁忙の中国支社としての総括を明らかにすること。
また今年度の年末年始業務運行の基本的考え方について説明すること。
- 2、 年末年始繁忙における13項目について、各職場労使委員会にて丁寧に説明すること。
- 3、 年末年始繁忙が始まるまでに、全社員が業務研究会に参加するよう指導すること。またやり方について、資料配布で終わらせることなく必要な意思疎通は十分行うこと。
- 4、 コストコントロールによる過度な抑制は行わず、各職場の正常な業務運行に必要な労働力を確保すること。短期非正規の雇用期間・雇用時間については、事前訓練も含めて局の状況に応じた柔軟な対応を行うこと。
- 5、 長期雇用の時給制契約社員の基本給が、短期アルバイトの時給単価を下回る場合は、差額の手当てを支給し時給逆転を解消すること。
- 6、 12月24日(日)、12月25日(月)、12月31日(日)、1月1日(月)、1月2日(火)、1月3日(水)の具体的な要員措置を明らかにすること。
- 7、 平常時から常態化している、各局の減区・兼配が起因の超過勤務が後を絶たない。減区・兼配を中止するよう各局へ指示すること。
- 8、 自然災害に伴う対応については、社員個人個人の判断に委ねることなく会社として責任ある判断を行い指示すること。
- 9、 新型コロナウイルスが職場で発生した時の対応として、5類移行にともな

う変更点含めて明らかにすること。

- 1 0、新型コロナウイルス・インフルエンザの感染予防対策として、始業時に実施している唱和は中止すること。また郵便体操や朝礼・ミーティングは簡素化すること。
- 1 1、クラスターの基準の明確化と、発生した場合の支社及び各局の具体的な対応を明らかにすること。
- 1 2、新型コロナウイルス・インフルエンザ対策を中心に、社員の健康管理の徹底に最善を尽くすこと。具体的には、マスク・消毒液・うがい薬の在庫を十分確保することや、食堂・休憩室・更衣室の拡張、換気対策やソーシャルディスタンスを徹底すること。
- 1 3、インフルエンザ対策として、個人が接種したインフルエンザ予防接種の費用は全て会社側負担とすること。
- 1 4、パレット落下事故防止に向け、施設点検を全局で実施するとともに、再発防止対策を講じること。またオーバースライダーについて、消耗品の交換も含めた安全基準を明確化すること。
- 1 5、機動車について、10万キロを超えるバイク・20万キロを超える軽四輪や故障車が未だに多くある。更改基準を年数から走行距離へ変更するとともに、修理が必要なものは早急に修理、あるいは代車を手配すること。
- 1 6、2023年用年賀葉書の販売の取り組みについて、支社として具体的に説明すること。
- 1 7、年賀葉書の販売にあたっては、局長をはじめ管理者に対するコンプライアンス研修を徹底し、自爆営業を発生させないこと。また全社員に対する研修を行うこと。
- 1 8、年賀葉書の販売については、郵便窓口及びコンビニを基本とすること。
- 1 9、年賀葉書の販売と同様に、お歳暮ギフトの販売について販売実績の追及や不適正営業を行わないよう徹底すること。
- 2 0、2022年度における、中国支社管内の年賀販売枚数と引受通数を明らかにすること。
- 2 1、年末年始業務運行計画（深夜勤の復活局、年賀処理における広島局、岡山局の取り扱い、2パス処理等）を明らかにすること。
- 2 2、12月24日から1月3日までのオペレーションについて、業務運行計画及び要員配置計画について説明すること。ヤマト社との協業が10月から一部始まるが、それを踏まえたものも説明すること。
- 2 3、各繁忙期において、計画書へ運送便の誤記や脱落が数多く見られる。運送便の設定にあたっては過積載がおこらないよう、過量の波動に対応できるように余裕を持った計画を行うこと。また、規定便及び臨時便で対応で

- きない場合は、支社及び関係局ならびに運送会社と迅速かつ確実な連絡・連携体制を確保すること。
- 24、デパートゆうパックの引き受けが先行し、臨時便等運送便がまだ開設されていない段階でそれらを積載することにより、他の郵便物が積載出来ない事態が過去幾度となく発生している。結束に支障のない運送便と要員確保の予算を配分すること。
 - 25、集配受託者に対し繁忙前に意思疎通を行い、品質の維持向上、必要な労働力を確保するよう対策を講じること。
 - 26、書留やゆうパック等の当日再配達を中止し、基本翌日以降の再配達とすること
 - 27、連続出勤については6日以内とすること。
 - 28、1月1日から3日までの間に全社員に対し休日を付与すること。
 - 29、12月31日から1月3日までは超勤発令を行わないこと。
 - 30、深夜勤の勤務前後に超勤発令は行わないこと。また、内務・外務問わず超勤は4時間前発令が原則であり徹底させること。
 - 31、「36協定」違反を起こさないよう各局を指導すること。また「特別条項」を適用しないこと。
 - 32、その他追加要求についても早急に誠意をもって対応すること。

以上